

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二十六（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣 川端 達夫

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第七号注4中「又は工事設計認証番号」を削り、同様式の注に次のように加える。

5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「ー（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。

(2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る法第三十八条の二十六（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 法第三十八条の二の二第一項第一号又は第二号の事業の区分に係る登録証明機関又は承認証明機関は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例による工事設計認証番号とすることができる。

4 法第三十八条の二の二第一項第三号の事業の区分に係る登録証明機関又は承認証明機関に対する改正後の証明規則様式第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。この場合において、

同日前までの期間に係る工事設計認証番号は、なお従前の例によるものとする。

○ 総務省
経済産業省 令第二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の規定を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣 川端 達夫

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年
総務省
令第三号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

第十五条第二項中「様式第七号注4」を「様式第七号注5」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される電波法（昭和二十五法律第三百三十一号）第三十八条の二十六の規定による表は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十三号）による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）（以下「改正後の証明規則」という。）様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 電波法第三十八条の二の二第一項第一号又は第二号の事業の区分に係る登録外国適合性評価機関は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例による工事設計認証番号とすることができる。

第四条 電波法第三十八条の二の二第一項第三号の事業の区分に係る登録外国適合性評価機関に対する改正後の証明規則様式第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。この場合において

、同日前までの期間に係る工事設計認証番号は、なお従前の例によるものとする。